

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。

情報システムСоюз Право Информ(https://base.spinform.ru/show_doc.fwx?rgn=28132)

よりダウンロードした露語資料に基づく。

非公式翻訳 (c) SoyuzPravoInform

アゼルバイジャン共和国法

2009年4月14日付 No.791-IIIQ

経済特区について

(2012年12月28日付 アゼルバイジャン共和国法No. [528-IVQD](#)、2021年7月9日付 アゼルバイジャン共和国法No. [370-VIQD](#)、及び、2023年2月17日付アゼルバイジャン共和国法No.[817-VIQD](#)版)

本法律は、アゼルバイジャン共和国における経済特区創出に係る、法的及び経済的関係を規制するものであり、本経済特区における事業活動の規則を定めるものである。

第1章 主要概念

1.0. 本法で用いられる概念は、以下の意義を反映している：

1.0.1. 経済特区：事業実施に係る特別法制が適用される、アゼルバイジャン共和国領内の限定された地域。

1.0.2. 特別法制：特惠条件下での、経済特区居住者による事業実施に適用される法制度。

1.0.3. 関税領域：アゼルバイジャン共和国の陸地と内水域、アゼルバイジャン共和国に帰属するカスピ海（湖）領域（本区域上の島嶼、人工島、施設と構造物を含む）、及び、その上の領空からなる領域。

1.0.4. 経済特区の居住者：本法が規定する手続きにより、経済特区内での事業実施のための経済特区登録証明書を入手した、アゼルバイジャン共和国法制に従い登記された法人及び自然人。

1.0.5. 経済特区設立と機能性に係る全権機関（以下、「全権機関」）：アゼルバイジャン共和国経済特区の成立と機能性に係る国家政策を執行する、相応の行政機関。

1.0.6. 経済特区管理局：経済特区の稼働期間中、経済特区内に設けられた全権機関の地方組織。

1.0.7. 経済特区の運営者（以下、「運営者」）：管理協定の枠内で、経済特区の管理と発展に責任を負い、当該事案につき豊かな知見を有する者。

1.0.8. 管理協定：経済特区の管理と発展のために、全権機関と運営者間で締結された協定。

第2章 経済特区の設立目的

経済特区の設立目的は、特別法制と最新テクノロジーの適用を基盤として、競争力のある、新たな製造及びサービス部門の編成を通じた、アゼルバイジャン共和国の企業活動と経済の迅速な発展である。

第3章 アゼルバイジャン共和国経済特区に係る法制度

3.1. アゼルバイジャン共和国経済特区に係る法制度は、アゼルバイジャン共和国憲法、本法、その他の規範的法律文書、並びに、アゼルバイジャン共和国が一方当事者である国際条約から構成されている。

3.2. アゼルバイジャン共和国が一方当事者である国際条約により、本法と異なる内容が制定されている場合、国際条約の規範が適用される。

3.3. 本法の規定は、アラト自由経済特区には適用されない。アラト自由経済特区設立とその管理に係る法的、経済的関係、アラト自由経済特区における事業運営規則は、アゼルバイジャン共和国法「アラト自由経済特区法」に従い規制される。

(2021年7月9日付 アゼルバイジャン共和国法No. [370-VIQD](#)に従い、第3章に修正が加えられている。)

([前回版](#)を参照のこと)

第4章 経済特区における企業活動

4.1. 経済特区では、高い競争力を有する製品の生産とサービス提供に係る事業が実施される。但し、アゼルバイジャン共和国法が禁じていない事業内容に限定される。

4.2. 経済特区では、以下の事業は禁止されている：

4.2.1. 法令により、民間取引が禁止、または、制限されている物品の生産、保管、販売、地下資源の採掘、、貴金属、石油、石油製品、天然ガスの採掘と加工。

4.2.2. テレビとラジオに係る活動。

4.2.3. アルコールとタバコ製品の生産。

(2023年2月17日付 アゼルバイジャン共和国法No. [817-VIQD](#)に従い、第4章に修正が加えられている。)

([前回版](#)を参照のこと)

第5章 経済特区の設立

5.1. 経済特区設立決定は、適切な行政機関により採択される。決定には、設立目的、用途、稼働機関、及び、経済特区の資金源が定められている。

5.2. 全権機関による、経済特区設立提案の付属文書は以下の通り：

5.2.1. 経済特区設立の経済的根拠。

5.2.2. 経済特区に相応しい区域の、経済・社会・生態環境の分析。物的・労働資源、通信、及び、その他インフラ供給の可能性に関する情報。

5.2.3. 設立予定の経済特区の規則案。

5.2.4. 経済特区で実施予定の事業の種類、及び、その特徴。

5.2.5. 経済特区区域境界の正確な記述、区域内計画、経済特区設立予定地内の土地構成に関する情報、土地所有者と利用者のリスト。

5.2.6. 経済特区設立に係る施策計画。

5.3. 全権機関は、設立予定の各経済特区の規則案を準備し、承認のために適切な行政機関に提出する。規則には、経済特区の課題、実施予定の事業の種類、相応の国家機関、地方当局との相互関係、及び、その他条件が規定されている。

第6章 経済特区区域の特定

経済特区区域は、経済特区の機能性に必要とされるインフラ（道路、電力、ガス、水道供給など）、労働力の有無やその他の因子、及び、区域の発展展望の評価を踏まえて特定される。

第7章 経済特区への資金提供

経済特区への資金提供は、経済特区の活動から得られた収入、また、法律で禁じられていないその他の財源により賄われる。

第8章 経済特区の廃止

8.1. 経済特区設立決定書にて規定される期間の経過後、経済特区は廃止される。該当する行政機関の決定により、経済特区の活動設定期間は延長され得る。

8.2. 以下の場合、経済特区は、適切な行政機関の決定により、経済特区設立決定書の規定期間の終了前に廃止され得る：

8.2.1. 国家の利益、安全、防衛能力に係る必要性から生じる状況に置かれた場合。

8.2.2. 経済特区設立決定採択後、3年間、以下状態が継続した場合。

- 事業協定書の成立件数が皆無、または、締結済協定書が失効した場合。

- 経済特区内の企業により、事業が実施されなかった場合。

8.3. 経済特区廃止に係る措置は、該当法令によって規定されている。

8.4. 設定期限前の経済特区の廃止決定は、当該決定採択後1ヶ月を経て発効する。

第9章 経済特区の管理と発展

9.1. 経済特区設立後、その管理と発展のために、全権機関は、本法に規定される施策を実施する。

9.2. 経済特区の管理と発展は、経済特区管理局、及び、コンペで選定された運営者により実施される。

9.3. コンペ実施規則は、適切な行政機関により定められている。全権機関との間で締結された管理協定書には、本法の規定を踏まえ、経済特区経済発展計画、資金調達、協定期間、経済特区のインフラ施設利用手続き、インフラ施設の財産権などを始め、経済特区の管理と発展に係る双方の権利と義務、管理条件が規定されている。

第10章 全権機関の機能

10.0. 経済特区の設立と活動に関し、全権機関は以下機能を遂行する：

10.0.1. 経済特区設立と活動に関する統一国家政策形成への参加、並びに本政策実施の保証。

10.0.2. 適切な行政機関への、経済特区設立、期限前の廃止に係る提案の提出。

10.0.3. 経済特区における活動組織に係る、運営者への必要支援の提供。

10.0.4. 経済特区の活動を規制する規範的法律文書の、権限内での策定と承認。

10.0.5. コンペによる運営者の選抜、並びに、管理協定書締結。

10.0.6. 経済特区の活動規制に関する提言の準備。

10.0.7. 経済特区区内における独占防止に係る必要措置の実施。

10.0.8. 経済特区の年次報告書策定と、適切な行政機関への提出。

10.0.9. 法律及び運営協定書に定められたその機能の実施。

第11章 経済特区管理局の機能

11.0. 経済特区管理局は、以下の機能を遂行する：

11.0.1. 運営者の提言に基づく、経済特区内の国家所有地の、運営者または居住者への貸出。

11.0.2. 経済特区居住者の登録と目録の管理。居住者に対する、経済特区登録証の発行。

11.0.3. 経済特区の、運輸、通信回線、通信サービス等の相応のインフラ整備を目的とした、適切な機関との活動調整。

11.0.4. 全権機関と運営者間で締結された管理協定書の遵守状況の管理。

- 11.0.5. 経済特区居住者の活動に関する報告・統計データの入手、モニタリングの実施。
- 11.0.6. 交渉を通じた、経済特区居住者間、及び、居住者と運営者間の関係の調整支援。
- 11.0.7. 法律及び管理協定書に定められたその他機能の遂行。

第12章 運営者の権利と義務

- 12.1. 運営者は、全権機関と締結済の管理協定書の範囲内で、経済特区の活動に対する責任を負う。
- 12.2. 運営者は、以下の権利を有している：
 - 12.2.1. 全権機関と締結済の管理協定書に基づく、経済特区における管理と事業活動の組織。
 - 12.2.2. 経済特区の公共、交通、社会、及びその他インフラへの投資、並びに本投資による収入獲得、経済特区の管理。
 - 12.2.3. 輸送ライン、公共サービス供給を目的とした適切な機関との連携を始め、区域外のインフラとの関連を踏まえた、経済特区の機能性の保証。経済特区の発展に必要な施策実施のための契約締結。
 - 12.2.4. 法令及び管理協定書に定められたその他権利の行使。
- 12.3. 運営者の義務は、以下の通り：
 - 12.3.1. 経済特区の発展。
 - 12.3.2. 本法、経済特区の特別法制を規制する他の規範的法律文書、及び、全権機関と締結済の協定書の条項の遵守。
 - 12.3.3. 経済特区管理局と共に、本法、経済特区の特別法制を規制する他の規範的法律文書、居住者と締結済協定書の条項、及びその他関連法制の経済特区居住者による遵守の保証。
 - 12.3.4. 経済特区における事業の実施を目的として、経済特区の登録証明書等必要書類の入手のために、適切な国家機関に対し、委任に基づき経済特区居住者の利益代表となること。
 - 12.3.5. 法令が定めた、経済特区全権機関、管理局、及び、他の関係国家機関による権限の実施に係る、経済特区内での必要条件の創出。
 - 12.3.6. 必要インフラ創出に係る業務の遂行、全権機関と締結済の管理協定に基づく施設とサービスの保証。
 - 12.3.7. 経済特区管理局の外部監査を含む、経済特区の発展と活動に関する報告書の提出。
 - 12.3.8. 法令及び管理協定書に定められたその他義務の遂行。
- 12.4. 運営者に対しては、居住者としての活動の実施、居住者に適用される経済特区内での特典の利用は認められていない。

第13章 経済特区居住者の活動

- 13.1. 経済特区における活動実施を目的として、法人及び自然人は、全権機関が承認した様式による、意向に関する同意書を運営者と締結し、本法が定める手続きに従い、経済特区管理局への登録を終了した後、経済特区登録証明書を入手しなければならない。

株式または出資金の100%が国に帰する法人は、経済特区居住者として登録することはできない。

- 13.2. 運営者との意向同意書締結後、法人及び自然人は、経済特区管理局に、登録申請書、及び、その付属書類を提出しなければならない。

申請書とその付属書類は、法律が定める手続きにより、運営者の仲介によっても提出され得る。申請書様式と付属文書リストは、適切な行政機関により定められている。

- 13.3. 経済特区管理局は、10日間、申請書と付属文書を審査し、法令の要求に従い、申請者に経済特区登録証明書を発行、もしくは、登録拒否の理由とならない不備の排除を書面で通知、または、登録を拒否（拒否理

由となった事情を明記)する。

13.4. 提出された書類が、アゼルバイジャン共和国憲法、本法、及び、他の法律文書に反するものである場合、登録は拒否される。申請拒否に関し、上位機関または裁判所に苦情を申し立てることができる。

13.5. 提出書類に、国家登録の拒否の理由となり得ない不備が認められた場合、経済特区管理局は、不備の排除を目的として、当該書類を申請者に差し戻す。登録拒否理由とならないあらゆる不備は、特定され、その排除のために申請者に提示されなければならない。

13.6. 法人及び自然人は、経済特区登録証明書入手日から、経済特区の居住者と見なされる。

13.7. 本法が定める手続きによる経済特区登録証明書入手後、事業の実施を目的として、全権機関が規定した様式による合意書を運営者と締結する。

13.8. 経済特区居住者への登録証明書交付日、または、居住者の登録抹消日の翌営業日、経済特区管理局は、該当する行政機関にその旨を報告しなければならない。

13.9. 経済特区の居住者は、法律が禁じていない種類の活動を実施し、特別法制によって保証されているあらゆる特典を利用することができる。

13.10. 特別許可(ライセンス)を必要とする種類の活動実施のための許可証は、アゼルバイジャン共和国の該当法制に基づき、経済特区居住者に交付される。

13.11. 経済特区居住者の義務は以下の通り：

13.11.1. 本法、経済特区の特別法制を規制する規範的法律文書、及び、運営者と締結済の合意書に基づく活動の組織。

13.11.2. 税法、関税法、その他法律文書、及び、本法のうち、関与する法律が定める手続きによる、報告書の策定と提出。

13.12. 本法、及び、経済特区の特別法制を規制する規範的法律文書の要求に対する、経済特区居住者による複数回にわたる違反、または、目に余る違反が認められた場合、裁判により当該居住者の登録が抹消され得る。経済特区居住者の登録抹消訴訟は、経済特区管理局により提起される。

第14章 経済特区居住者による事業の実施

14.1. 経済特区居住者は、運営者と締結済の合意書に基づき、経済特区内において事業を実施する。

14.2. 経済特区居住者は、所定の法的手続きを経て、経済特区外で事業を営むことができる。経済特区居住者は経済特区外に、独立した収支を有する支社と代表部を開設することができる。支社と代表部には、経済特区の特別制度は適用されない。

14.3. 別個の法人を設立せず、支社や代表部を通じて経済特区内で事業を営む居住者は、経済特区内の活動に対する特別法制が定める特典利用の権利を有する。

14.4. 別個の法人を設立せず、支社や代表部を通じて経済特区内で事業を営む居住者は、所管行政機関が定める様式で財務・事業活動の収支を作成する。収支作成手続きは、アゼルバイジャン共和国の適切な行政機関により規定されている。

14.5. 経済特区居住者が、運営者との締結済合意書にて規定されている業務の実施に一年間着手しない場合、土地賃貸契約の破棄、及び、当該居住者の登録抹消が、経済特区管理局により行われる。また、企業活動実施合意書は運営者により破棄される。

第15章 経済特区内の土地割当とその利用

15.1. 経済特区稼働期間中、区内の国家所有地は、経済特区管理局によって管理される。

15.2. 経済特区内の国家所有地の賃貸契約は、経済特区管理局と運営者間、または、運営者の提案を踏まえ、管理局と居住者間で締結される。運営者は、自身が借りた土地を居住者に転貸する。賃貸契約の定型フォームは、全権機関により定められている。

15.3. 経済特区の土地は、当事者双方が合意した期間、経済特区居住者に貸し出される。経済特区制度の有効期間中、経済特区居住者に貸し出された国家所有地の、居住者による第三者への転貸は認められていない。

第16章 経済特区の活動の国家監督

16.1. 行政機関及び地方自治体(市当局)は、経済特区に関する法令の要求を踏まえ、経済特区における自らの権限を行使する。

16.2. 経済特区居住者の財務・事業活動の検査は、法が定める手続きにより、該当する行政機関により実施される。

16.3. 経済特区にて事業を営む金融機関の監督は、アゼルバイジャン共和国銀行法制に従い実施される。

第17章 経済特区の関税制度

17.1. 法令が定める手続きにより、経済特区居住者には優遇関税制度が適用される。

17.2. 経済特区における生産品または加工品を、アゼルバイジャン共和国内の他区域へ輸出する居住者に対しては、優遇関税制度は適用されない。

17.3. アゼルバイジャン共和国法制により輸出入が禁じられていないいかなる商品についても、その経済特区への持ち込み、経済特区からの持ち出しについて、優遇関税制度の以下の規則が適用される：

17.3.1. アゼルバイジャン共和国の関税領域外から経済特区への、商品(物品税対象商品を除く)輸入の場合、輸入税、及び、付加価値税は徴収されない。

17.3.2. アゼルバイジャン共和国の関税領域外から経済特区へ輸入された商品が、経済特区からアゼルバイジャン共和国の関税領域外へ輸出される場合、関税及び税金は徴収されない。

17.3.3. 経済特区内で生産または加工された商品が、アゼルバイジャン共和国の関税領域外へ輸出される場合、関税及び税金は徴収されない。

17.3.4. アゼルバイジャン共和国の関税領域外から経済特区へ輸入された商品が、経済特区からアゼルバイジャン共和国の関税領域へ輸出される場合、本法17.2に従い、アゼルバイジャン共和国の該当法に基づき、関税及び税金が徴収される。

17.3.5. 経済特区内で生産または加工された商品が、修理、仕上げ作業、展示会出品、及び、その他類似の目的で、アゼルバイジャン共和国関税領域内へ一時的に輸出される場合、関税及び税金は徴収されない。

17.3.6. アゼルバイジャン共和国内の経済特区间での商品の輸出入の場合、関税及び税金は徴収されない。

17.3.7. 本法17.3.1から17.3.6にて提示されるケースを除く、その他のあらゆるケースには、アゼルバイジャン共和国の現行関税法制が適用される。

17.4. 経済特区における商品保管期間に関する制限はない(但し、低価値品、消耗品、危険製品を除く)。

17.5. 経済特区における違法な輸出入防止を目的として、経済特区境界上では、税関当局が税関検査を実施し、経済特区への持ち込み、経済特区からの持ち出し商品、及び、輸送車両の通関手続きを実施している。

17.6. 経済特区内での商品取引業務を完了した居住者は、商品の搬入、搬出、保管、生産、加工、調達、販売を記録し、アゼルバイジャン共和国税関当局に対し、同国の税関業務の所管行政機関が規定した手続きにより商品データに関する報告書を提出する。経済特区内で商品に生じたあらゆる変更は、会計書類に反映されなければならない。

17.7. アゼルバイジャン共和国の該当行政機関は、経済特区境界上での税関管理、税関での業務、商品の通関手続き、車両と人間の境界線通過に関する簡易規則を定めている。

17.8. 商品の通関手続きと保税倉庫での保管については、関税法に従い、関税手数料が徴収される。

17.9. 物品税対象商品の経済特区への輸入については、アゼルバイジャン共和国法制に従い、通関に係るあらゆる税金が徴収される。

17.10. 経済特区内では、特別許可(ライセンス)に基づき、通関業者の活動が認められている。通関業者の許可は、法律に従って実施されている。

(2012年12月28日付 アゼルバイジャン共和国法No. [528-IVQD](#)に従い、17章に修正が加えられている。)

([前回版](#)を参照のこと)

第18章 経済特区の税制度

18.1. 経済特区居住者には、法が定める優遇税制が適用される。

18.2. 経済特区内で事業を行う登録居住者は、商品提供、業務実行、サービス提供による収益、及び、営業外収益の合計(売上の総額)から、税率0.5%で税金(簡易税)を計算し、四半期終了後の翌月20日までに税務機関に対し、所管機関が規定する様式で納付税額に関する申告書を提出し、上記期間内に国庫に税金を納付する。

18.3. 経済特区居住者は、税法が定めるその他税金が免除されている。但し、本法18.2に規定される税、及び、雇用に係る自然人の所得税を除く。

18.4. 本項目が定める税制度は、経済特区内で実施される事業に対してのみ、経済特区居住者に適用される。

18.5. 本法[14.5](#)に提示される理由による経済特区居住者の登録抹消の場合、税法が定める手続きにより、当該事業者の前の四半期の税務上の義務の再計算と支払いが実施される。

18.6. 経済特区における、納税者、国家税務機関、及び他の税務関係者の課税に係る権利と義務、税務管理、税務法制違反に対する責任を始めその他の問題は、法令により定められている。

第19章 経済特区における、通貨・労働に係る規制

経済特区での通貨及び労働関係は、アゼルバイジャン共和国の通貨及び労働に関する法令に従い規制される。

第20章 経済特区居住者に対する国家保障

20.1. 経済特区の居住者に対し、経済特区内で実施された投資、収入と利益の獲得、事業の実施、合法的に獲得した利潤の海外送金に関する権利が保障されている。

20.2. 経済特区設立に際し、国は、経済特区の全稼働期間にわたる、経済特区内の特別法制の有効性を保障する。

第21章 本法の要件違反に対する責任

本法の規定に基づく要求の違反に対し、居住、非居住を問わず、法人及び自然人は、アゼルバイジャン共和国法に従い、責任を負う。

アゼルバイジャン共和国大統領

イルハム・アリエフ